

令和5年第12回教育委員会定例会
(6月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年6月27日（火）午後1時33分から午後2時29分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 令和6年度新入学台東区立中学校選択制度における入学可能者数の設定について

イ 令和6年度小学校学級編制における指定校変更・区域外就学の制限について

ウ 令和5年度台東区歯の優良児童生徒の表彰の実施について

(2) スポーツ振興課

エ たなかスポーツプラザにおける幼児向け運動場所の開放について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和5年7月の行事予定について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

ウ 区立幼稚園の預かり保育の利用要件拡充について

(3) 中央図書館

エ 台東区立図書館一部業務委託の事業者募集について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後1時33分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第12回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方につきましては許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思えます。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。日程第1教育長報告の協議事項、スポーツ振興課のエ、及び報告事項、学務課のウについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 アイウ

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

学務課のア、イ、及びウについて、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、協議事項のア、令和6年度新入学台東区立中学校選択制度における入学可能者数の設定について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

本件は、来年度の新入学に向けて、中学校選択制における各校の入学可能者数、及び受入可能学級数についてお諮りするものです。

項番1をご覧ください。こちらの表は、各中学区の入学可能者数と受入可能学級数を示しております。括弧内は昨年度の数字でございます。令和5年度新入学同様、全7校が148人、4学級で設定をしております。

次に、項番2、抽選についてです。私立中学校への進学等を見込んでもなお最終的な入学者数が入学可能者数を上回ると予測される場合に抽選を実施するという点については、これまでと変更はございません。今年度も11月中旬に最終選択状況を公表するとともに、抽選実施の有無について、本委員会でご検討いただくこととなります。

資料一番下の表は、参考として、令和5年度新1年生の選択状況、入学者数、学級数、及び教師数についてお示ししております。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、協議事項のイ、令和6年度小学校学級編制における指定校変更、区域外就学の制限について、ご説明をいたします。資料2をご覧ください。

本件は、令和6年度の学級編制を進めていくにあたり、各校の施設の状況や、通学区域別の年齢別人口の状況を踏まえ、来年度の入学者に対し、指定校変更、及び区域外就学の制限の実施について、お諮りするものです。なお、指定校変更とは、区内在住の児童が通学区域外の学校に通学する制度であり、区域外就学とは、区外に在住の児童が台東区の学校に通学する制度です。

項番1、指定校変更、区域外就学の制限校です。表をご覧ください。制限を実施するのは、上野、忍岡、谷中、金曾木、大正、台東育英、蔵前、田原、金竜小学校の9校です。いずれも、前年からの継続となります。表の右側に、制限を開始した入学年度を参考に入れております。

なお、この制限に関わらず、既に兄弟が在籍している児童や、4月以降の転入や転居が決まっている児童については、入学を認めることといたします。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。上の表は、対象となっている小学校の今年度の学級数と、改修なしで使える普通教室、また、下の表は、通学区域内の年齢別人口の状況についてお示しをしております。各学校とも、普通教室数にゆとりがなく、引き続き厳しい状況が続いております。また、通学区域内の年齢別人口も、増加傾向か、現状の水準が続いていく傾向であります。なお、普通教室を全て使用している学校について、教室の不足が見込まれる場合には、徳別教室を転用するなどに対応し、普通教室として使用してまいります。

恐れ入ります。表面にお戻りください。項番2、各校の現状と通学区域内の今後の人口推移です。今ご覧いただきました、普通教室の使用状況、及び今後の人口の状況から、対象各校の現状と今後の人口推移の傾向について、記載をしております。引き続き各校の通学区域内の人口は増加傾向か現状の水準が続いていくといった状況が想定されることを踏まえ、指定校変更、区域外就学の制限を継続して行い、学級編制を進めていきたいと考えております。説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、協議事項のウ、令和5年度台東区歯の優良児童生徒の表彰の実施について、ご説明をいたします。資料3をご覧ください。

こちらは、6月4日からの歯と口の健康習慣に関連して、例年、歯の優良児童生徒の表彰を行っておるものです。

項番1、主旨につきましては、歯と口の健康状態が優良な児童・生徒を表彰し、歯と口の健康についての関心を高めることにより、健康の保持増進を図ることでございます。

項番2、表彰基準等です。対象学年は小学校6年、及び中学校3年で、優良者は、治療した歯がなく、う歯が皆無の者で、なおかつ歯と口の健康状態が極めて優良な児童生徒としており、裏面のとおり、各学校2名ずつの52名でございます。また、準優良者は、治療した歯がなく、う歯が皆無のものでございます。今年度の準優良者は小学校6年生が363名、中学校3年生が173名でございます。

項番3、表彰式につきましては、優良者、準優良者とも、各学校において、学校長より賞状を授与していただき、優良者には、併せて副賞として図書カードも授与していただきます。つきましては、学校長の報告のとおり表彰してよろしいか、よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

長くなりましたが、報告は以上です。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、まず、学務課のア、資料1に何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、資料2ですね、学務課のイについて、何かご質問はございますか。

○高森委員 資料2の項番2ですが、今後の人口推移等の分析を行っていますけれども、ここに上げられた小学校以外は、特に心配等はなさそうでしょうか。

○学務課長 ここ以外の学校10校につきましては、この9校に比べれば、現時点では問題がないというような状況です。

○高森委員 分かりました。

○垣内委員 この項番2のところですが、人口増加の傾向があって、かつ、普通教室の増の対応ができないところって、台東育英小学校ですかね、普通教室は全て使用していて人口増。令和6年以降に大規模改修が終了するということなので、この普通教室の対応可能数というのは高まるものでしょうか。

○学務課長 今垣内委員がおっしゃるとおり、大規模改修が終わりましたら普通教室数に余裕が出てきますので、対応が可能となると見込んでおります。

○垣内委員 これは1学級か2学級とか、そういう感じですかね。

○学務課長 今資料上は、普通教室数が14となっておりますが、今、予定では、普通教室数、令和6年度は19教室になる予定でございます。

○垣内委員 じゃあ、かなり余裕が。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、続きまして、学務課のウ、資料3です。何かご質問はございませんか。

○神田委員 歯はとても大切だと思うんですけども、どうなんでしょうね、最近の傾向として、変化とかあるようでしょうか。それと、何か取組をしている中で効果を上げているようなものがあったら教えてください。

○学務課長 傾向で申し上げますと、過去4年間の数値を取っております。小学校6年生で言いますと、優良と準優良を合わせた割合が、令和5年度は35.3%、遡って、昨年度は31.9%、令和3年度は32.2%ということで、徐々にですが、増加傾向にはあるのかなと思

います。また、中学校のほうについては、令和5年度が25.5%、令和4年度も25.3%、令和3年度も23.6%ということで、そこまで大きな増加傾向はないのかなという状況でございます。

あとは、各学校で積極的に、やはり歯と口の健康について、養護教諭のほうで働きかけを行ってもらってというような形で、少しでも多くこの健康優良児童、準優良児童が出るような形で進めているというようなところでございます。

○神田委員 歯の優良健康児が増えているということはよいことですが、逆に歯を直すのに時間がかかったり、苦慮されたりしているというケースはあるのですか。

○学務課長 現場でなかなか苦慮されているという、ちょっとその報告については、上がってきてはございません。

○神田委員 そうですか。安心しました。ありがとうございます。

○浦井委員 ちょっと教えていただきたいんですが、この優良者・準優良者の、特に優良者のほうは、誰がどういうふうを選定していらっしゃるのかというのを確認させていただけますでしょうか。

○学務課長 こちら、定期健診の中で、学校医の学校歯科医の方がそれぞれ子供を見ていただいて、その中で、ここに記載したとおりの基準、治療した歯がなく、虫歯も皆無で、かつ、歯と口の健康状態が極めて優良というのは、例えば歯並びがいいですとか、後は歯茎の血色がいいですとか、そういったことを基準に、学校歯科医の先生に選んでいただいているような状況です。

○浦井委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアからウについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○佐藤教育長 次に教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のア、及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和5年7月教育委員会行事予定でございます。資料5をご覧ください。

まず、7月の教育委員会定例会でございます。11日、火曜日、24日、月曜日。それぞれ14時から教育委員会室で行われます。よろしくお願いいたします。

続きまして、10日です。10日、月曜日。歯の標語・絵・ポスター表彰式が15時から10階

の1001会議室でございます。所管課は学務課でございます。出席委員は垣内委員、ご挨拶も垣内委員をご予定させていただいております。

続きまして、同じ日の10日、月曜日でございます。区立幼稚園PTA連合会歓送迎会でございます。こちらは17時30分から入谷区民館で行われます。出席委員のほうは全員という形で、挨拶のほうは高森委員のほうを予定させていただいております。

教育委員会の行事予定、その他につきましては、現在のところございません。

報告については以上でございます。

○スポーツ振興課長 ただいま、庶務課のほうから7月の行事予定のご説明がございました。

例年ですと、スポーツ振興課から、楽しいラジオの地区大会、教育委員さんに2か所ほど巡回していただいておりますが、残念なことに、今後もうやらないという決定をさせていただきましたので、一応ご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○庶務課長 それでは、報告事項、続きまして、庶務課のイ、「区長への手紙」等に係る教育委員愛の対応につきまして、5月分でございます。資料6をご覧ください。

5月分は9件いただいております。

まず、資料6、児童保育課取扱分が1件でございます。件名1、欠員のある保育園の活用についてということです。要旨です。以前に利用していた保育園が小規模で満1歳からの受入れであるためか、欠員が出ているようだ。お世話になった園が廃園になってしまうのではないかと心配している。ホームページを見ると欠員が出ている園が幾らかある。区はベビーシッターの助成はあるものの、一時預かりの受皿が少なく、私も0歳児を預けたくて困ることが多々あった。空きのある園での一時預かりを検討してほしい、というご意見をいただいております。

続きまして、放課後対策担当取扱分が1件でございます。件名2、こどもクラブの利用点数についてです。要旨です。特別支援学級の児童は、定型発達児と比べて精神年齢が低く、学年が上がっても支援が必要。こどもクラブの審査では定型発達児と同様に学年が上がるとマイナス点となり、特別支援学級在籍等の加点がついても点数が低くなる。特別な配慮を必要とする児童の利用については、加点だけではなく、特別支援学級を常設している学校に限り、敷地内のこどもクラブを優先に利用できるよう検討してほしい、というご意見をいただいております。

続きまして、指導課取扱分、1件でございます。件名3、学校の感染対策についてです。要旨です。区に対して、学校の感染対策を強化するよう要望している人がいるが、大多数の子供がマスクを外しており、多くの保護者は対策強化を望んでいない。1日も早く正常化に向けて、引き続き対応してほしい、というご意見でございます。

続きまして、生涯学習課取扱分、3件でございます。件名4、図書館の座席増と学習室の使用条件の改善についてです。要旨です。図書館内に自由に使用できる座席が少ない。学習室ではパソコンの利用ができない、携帯電話の電源も切らなければならない、席の入替

制も利用しづらいというご意見でございます。

続きまして、件名5、学習センターの対応についてでございます。要旨です。生涯学習センターに電話で問合せをしたところ、分かる者に代わろうとしたり、調べたりすることもなく、「分かりません」と答えるだけであった。対応が不十分と感じる。改善してほしい。

件名6、学習センター3階の学習室について。要旨です。利用する際に身分証が必要だが、免許証がないため利用しづらい。図書館のような専用のカードを発行してほしい。また、学習室が寒い。冷房の設定温度を守って欲しい、というご意見でございます。

続きまして、スポーツ振興課取扱分、1件でございます。件名7、屋外用バスケットゴールの設置及び区立学校施設の週末開放についてです。要旨です。屋外練習用にバスケットゴールを設置してほしい。近隣区では設置されているが、台東区では見つからない。見つかったのはミニバスケット用ゴールポストで、社会人は練習場所がほぼない状況である。新たな設置には検討事項も多く、時間がかかることは理解している。そこで、区立小学校・中学校の体育館やグラウンドを週末や夜間の使用していない時間に、近隣住民に一般開放してほしいということでございます。体育館やグラウンドの開放事例は多くあると思うので、区でも積極的に実施してほしい、というご意見でございます。

続きまして、中央図書館取扱分が2件でございます。件名8、図書館及び学習室についてでございます。要旨です。図書館内に自由に使用できる座席が少ない。申請すれば利用できる座席はあるが、面倒で係員の作業負担の増加にもつながる、というご意見でございます。

件名9、育児中の図書の宅配サービスについてです。要旨です。現在、身体障害者手帳の所持者のみ図書館宅配サービスが利用できる。育児中で、読書がしたくても子供たちを抱えて図書館に行けない。産後1年間は月数冊でも無料で宅配サービスの対象に加えてほしい、というご意見でございます。

以上、回答がある案件につきましては、記載のとおり回答をしてございます、報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、まず、庶務課ア、資料5ですね。何かご質問はございませんか。

(なし)

○佐藤教育長 次に、庶務課のイについて、資料6ですね。

○垣内委員 件名①なんですけれども、ご回答の中で、入所児童数の減少は認識しているということ、それから、昨年度から利用定員の変更による需要と供給の適正化などの対応を図っているというご回答をいただいておりますけれども、この辺り、保育園だけの話でもないかもしれないんですが、今後どういう形で、就学前教育を進めていくのか。特に、ご質問の場合は0歳児からということで、いろいろなセクションにまたがる可能性があるかとは思っています。多分、児童生徒の数も変わっていくだろうし、当初、その保育園とか

幼稚園というか、就学前教育が非常に必要だったところが、それがだんだん子供の成長に伴って、その波が今小学校に移ってきて、いずれ中学校に移っていったということでしょうか。そうなると、またトレンドもノーマルに戻っていくというところがあるかと思うんですが、そういうのはどういうふうに今後対応をされていくのかというあたりについて、差し支えのないところでお考えがあれば教えていただければ。

○児童保育課長 まず、現行の0歳児の状況でございますが、現状の0歳児の定員については、年度末には埋まるという状況があるので、先日、第2回定例会で空き定員に対してはそれを維持するという支援を打ち出しさせていただきました。

今後の就学前の、特に需要と供給の在り方については、基本的には次世代育成支援計画の中で一体的に作成をしている、子ども・子育て支援事業計画の中で打ち出していきますので、その次期計画が令和7年度からになりますので、令和6年度に現状をしっかりと捉えて、適切な供給体制となるように、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○垣内委員 はい、ありがとうございます。

○高森委員 放課後対策担当のこどもクラブの利用点数についてのご意見ですが、特別支援を必要とする、特別な配慮を必要とする児童の利用に関して、特別支援学級を常設している学校に限っては、こどもクラブを優先的に利用できるように検討してほしいということで、その解答のほうには、特別支援学級に通う児童の審査について、見直しを検討してくださるということになっております。実際には、どのくらいの加点がこれでなされているかは知らないのですが、その加点を変えるという形での対応なのか、あるいはその施設のキャパシティを増やすとか、そういったことの対応になるのか、どのような今お考えなのか。

○放課後対策担当課長 まず、現行の制度について申し上げますと、学年が上がるにつれて加点が減り、3年生からは減点という形になりまして、また、特別支援学級や支援学校に通う児童については、学年にかかわらずプラス3の加点があります。

今後の見直しを検討していく中では、キャパシティの問題というよりは、制度の問題を捉えて、特別支援学級に通う児童でもこどもクラブ、適切な審査基準に基づいて審査できるような体制というものを、現行制度が正しいのかどうかという部分を踏まえて検討していきたいと考えております。

○高森委員 分かりました。まだ具体的には決まっていないが、そういった方向では一応検討する余地があるということですね。

ちなみに、このように利用ができなくなった子供の数というのは、増えている傾向でしょうか。

○放課後対策担当課長 申し訳ございません。増えている、増えていないというところについては、把握はしておりませんが、ただ、区では支援学級に通っていないながら、学校併設ではないクラブに通う児童であっても、通学支援であるとかファミリーサポートセンターの送迎支援というところで支援をしておりますので、これについてはお困りという意見に

関しては来てはないです。

○高森委員 そうですか。では、受入れの体制はあるわけですね、分かりました。ありがとうございます。

○神田委員 生涯学習課取扱分の4番です。図書館の利用についてですが、回答のところで、いろいろな機器を使用可否、使用条件について検討していきますとあります。今後そういった要望が出されている機器が使える方向を考えていらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習課長 今までにつきましては、記載させていただいているとおり、キータッチ、電卓であるとかパソコン等については、かなりキーボードがうるさいということで使用を禁止させていただく対応を継続させていただいてきたところですが、現在はタブレット等で、音の出ない形で学習していただくことも可能な状況もありますので、そちらについては前向きに、使用できる方法をちょっと今検討させていただいているという状況でございます。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

(3) 中央図書館 エ

○佐藤教育長 次に、中央図書館のエについて、中央図書館長、報告願います。

○中央図書館長 それでは、台東区立図書館一部業務委託の事業者募集について、ご説明いたします。資料をご覧ください。

現在利用している図書館の一部業務委託の契約が、令和6年3月31日で終了することに伴い、令和6年4月1日からの委託事業者を選定するものでございます。

項番1、委託対象業務につきましては、①の図書資料の貸出・返却や、図書館の利用案内などのカウンター業務と、②の図書資料の整理・配架に関する業務等でございます。

項番2の委託期間につきましては、令和6年4月1日から、令和7年3月31日までの1年間といたします。ただし、業務実績が優秀な場合は、令和10年度までの5年間、単年度契約を可能といたします。

項番3、選定の方法でございます。下記に記載の委員で構成する選定委員会を設置の上、事業者を公募し、プロポーザル方式によって選定いたします。

項番4、今後の予定でございます。7月14日に募集を開始し、約3週間の募集期間を設け、第1次審査を8月28日に、第2次審査を9月11日に行い、9月13日には優先交渉権者を決定いたします。

簡単でございますが、ご説明は以上です。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 こちらの委託期間のほう、2番の委託期間法ですが。令和6年4月1日から1年

間で、業務実績が優秀な場合は継続して、ということなのですが、この優秀な場合というのは、誰がどのように評価を下すのか。もう決まっていらっしゃるのか。その点について教えていただけたらと思います。

○中央図書館長 こちらは、毎年毎年、業務の内容について、課の中でいろいろと審査と申しますか、意見を出し合って判断させていただいているところでございます。

○浦井委員 分かりました。ありがとうございます。

○垣内委員 3週間の期間で提案を募集するということですが、これ、何か複数者が、プロポーザル、上げてきそうな感じなのかどうかということと。別にそれが望ましいというわけじゃないですが、指定管理とかの制度を導入する可能性はあるのかどうかという2点、お尋ねしたいと思います。

○中央図書館長 事業者につきましては、やはり図書館業務というのは特殊なものでございますので、業務を行っている事業者の規模というのが、大分大きなものになります。そうなりますと、対応できる事業者が、正直少ない状況でございまして、前回・前々回のこちらのプロポーザルは、やはり手を挙げてきた事業者は1者でございまして、その前は2者や3者あったときもございまして、現在ですと、最近ですと1者というところが状況でございまして。

2点目の指定管理につきましては、以前図書館のほうでもいろいろと指定管理についての導入について、検討した経緯はありますけれども、やはり図書館業務というのが、そのまま指定管理でお任せするというよりも、ある程度区民の意見を区のほうで吸い上げて、それ図書館の業務として生かしていくというところで、やはり、カウンター業務については一部委託ということはできますけれども、図書の選定とか、そういったものについては、いろいろ関わっていくということで、台東区としては、指定管理はせず、一部業務委託でやっているところでございます。

○垣内委員 ありがとうございます。

○中央図書館長 先ほど、浦井委員のご質問に対して、補足の説明をさせていただきます。先ほど、私の説明の中で、課の中でというふうなお話をさせていただきましたが、利用者のアンケート調査も行っておりますので、利用者の声も聞いた上で判断しております。

○佐浦井委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、中央図書館のエについては、報告どおり了承をお願いします。

3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてです。事前に資料を配布させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、この資料についてご質問や補足の説明などはありますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思います。

(傍聴人退出)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(2) スポーツ振興課 エ

○佐藤教育長 それでは、教育長報告、協議事項を議題といたします。

スポーツ振興課のエについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、協議事項(2) スポーツ振興課のエ、たなかスポーツプラザにおける幼児向け運動場所の開放について、ご説明いたします。資料の4をご覧ください。

項番1、概要でございます。夏期の屋外施設は、熱中症の危険や、公園等の遊具が太陽に照らされ、高温で利用できないなど、活動が厳しい状況になっております。そこで、たなかスポーツプラザの1室を幼児の運動場所として一時的に開放いたします。

項番2、開放日時は、令和5年8月2日から8月30日までの毎週水曜日と土曜日、時間は、水曜日が9時から17時、土曜日は9時から12時でございます。

項番3、実施場所は、たなかスポーツプラザの1階、小体育室でございます。

項番4、対象は3歳から6歳までの未就学児となります。なお、利用にあたっては、保護者の同伴が必要となります。

最後に、項番5、今後の予定でございます。7月の区民文教委員会に報告後、ホームページ等で周知を図り、8月から開放を実施いたします。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のエについて、何かご質問はありませんか。

○高森委員 大変ありがたい取組だと思います。たなかスポーツプラザは、台東区でも北部の地域なんですけれども、同様の取組みは、他の地区では予定はされていないのでしょうか。

○スポーツ振興課長 今現在では、このたなかスポーツプラザ、まず、試験的というか、実態を検証するために行わせていただきます。ただ、他のスポーツ施設ですと、子供たちが使える遊具というものが備わっている施設が少なく、一番南部の柳北スポーツプラザ、こちらは完全に部屋がないような状況になってございます。まず、このたなかスポーツプラザの動向を見まして、今後の展開をまた検討を進めていきたいなと考えているところでございます。

○高森委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたします。

2 報告事項

(2) 学務課 ウ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題として、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項ウ、区立幼稚園預かり保育の利用要件の拡充について、ご説明いたします。資料7をご覧ください。

項番1、預かり保育の現状です。区立幼稚園では、保護者の保育ニーズに対応するため、令和3年度から、全10園において、週2日の預かり保育を試行しております。さらに、令和4年度からは、5園において預かり保育時間の延長や、長期休業中の預かり保育を実施するなど、試行内容を拡充してまいりました。今年度4月の預かり保育拡充5園における定期登録者数は、定員105名に対して48名、申込率は約46%で、現状では、1日の利用人数が定員に達する日はなく、常に空きがある状況となっております。

項番2、アンケートの実施結果です。令和4年7月に、預かり保育の現状把握を目的として、区立幼稚園の全保護者を対象にアンケートを実施しました。預かり保育を利用していない理由を尋ねたところ、利用要件に該当しないからが51%を占めており、預かり保育の利用率が伸びていない主な理由となっております。また、預かり保育についての自由意見として、空きがあるのであれば利用しやすくしてほしい、保護者の私用やリフレッシュ等でも利用できるとうれしいといった意見が複数寄せられました。このような状況を鑑み、預かり保育の利用要件を拡充してまいります。

項番3、拡充内容です。恐れ入りますが、裏面をご覧ください。(1) 利用形態です。現在、預かり保育の利用形態は、事前登録が必要な定期登録利用と非定期登録利用、登録が不要で定員に空きがある場合に利用できる一時利用となっております。この度、一時利用の利用要件に、保護者のリフレッシュを追加し、利用者の利便性向上を図ります。

(2) 預かり保育の実施内容です。現在、預かり保育を拡充しております。根岸、金竜、田原、台桜、育英幼稚園では、平日の14時から18時、長期休業中は9時から18時で預かり保育を実施しております。利用可能な形態としましては、定期登録利用、非定期登録利用、一時利用を実施しております。この度、一時利用の要件に保護者のリフレッシュを追加いたします。なお、利用定員、預かり保育料は、資料記載のとおりでございます。その他5

園につきましては、平日は週2日、平日14時から16時半、長期休業中の預かり保育は実施をしておりません。利用可能な形態としましては、非定期登録利用のみとなっておりますが、この度、一時利用を新たに追加いたします。利用定員、預かり保育料は記載のとおりでございます。

恐れ入ります。表面にお戻りください、項番4、利用回数です。リフレッシュを理由とする一時利用は、年12回以内といたします。

項番5、実施時期です。夏休み明けの2学期より、速やかに実施をまいります。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 このように、利用者の要望を受け、利用しやすいように改善するというのはとてもよいことであり、また、利用者を増やす結果につながるかと思えます。ただ、この利用要件に該当しないからというアンケートがありましたけど、これはここでリフレッシュ以外の要件はないのかというのが1点、それから、利用形態が園によって違ってきますけれども、この差はどういう理由から生まれているのか。

例えば、5園では18時まで預かれるのに他のところは16時30分までになっています。どういったところからこの差が出ているのかということ。また、長期休業中の預かりがあるところとないところの違い。そういったサービスはたくさんあったほうが利用しやすいでしょうし、また、一時利用等もありがたいと思えます。例えば急に用事ができたから利用できるのは、使い勝手の良さがあると思えますが、どうお考えでしょうか。

年間12回となると、月に1回程度で、もう少しあってもいいのではないかと思います。勤務者数などとか、様々な条件もあると思えますので、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○学務課長 今、4点ほどご質問いただいたと思えます。まず、1点目ですね。預かり保育の要件に該当しないからということで、その要件の部分なんですけど、この要件の中には、まず、定期登録利用については、こちらは裏面の利用形態のところにも書かせていただいているとおり、これは保護者全員が就労していることというのが条件になります。

続きまして、その下の非定期登録利用、これは、保護者全員がいずれかの保育を必要とする理由に該当し、ということで、定期登録以外のパターンの就労、パートですとか、後は、疾病・障害によるものですとか、後、妊娠・出産、そこに記載のと通りの求職活動等、そういったものが要件で、その他、一時利用としては、保護者の学校行事参加ですね、子供の参観ですとか、PTAの会合ですとか、後、通院、そういったものがございまして、ここに新たにリフレッシュを加えるというような形なんですけど、今回アンケートを取った中で、利用要件に該当しないからという、答え方としては、そういうような答え方で51%上がったんですけど、自由意見の中で特に多かったのが、特に就労とか、一切そういった要件、縛りをなく、休息の場面でもこういったものを使わせてほしいという声が多くありましたので、今回、リフレッシュを追加したような形になります。

2点目の10園の中でこの差をつけているものなんですけれども、これ、先ほども冒頭で少し説明しました、区立幼稚園の園児数が今減少しているような中で、保護者ニーズに対応していくために、令和3年度から、まずはこの10園で週2日、4時半までの預かりを無料で、幼稚園教諭が行う範囲の中で実施をするというのを試行しております。それにさらに加えて、4年度からは、そこにさらに試行内容を拡充して、少し差をつけて、また、預かり保育、それが今後どうなるか、保護者のニーズを検証していくために、5園については6時までで、ただ、預かり保育として、ここは派遣保育士を2名充てるような形で行いますので、実際にはそこに記載のとおり、預かり保育料をいただくような形で、ただ、6時まで、かつ、後は長期休業中も預かるというような形で、少し差をつけて行って、これで実際に保護者のニーズがどう変化をするかというのを今試行しながら検証をしているような状況で、そういった経緯で、今この10園の中で差が生まれているというような状況でございます。

あと、3点目、一時利用につきましては一応、定期登録・非定期登録をまず優先的に埋めていきまして、残りの定員数に空きがあった場合に、2開園日まで予約を受け付けているという状況です。2開園日前まで予約を受け付けております。

あと、最後の12回が少ないのではないかなというようにお話なんですけど、確かに月で回しますと月1回程度ということで、一応この預かり保育のリフレッシュ要件を認めるにあたって、私立幼稚園のほうにもちょっとお話をさせていただいて、その私立幼稚園のほうにもなるべく影響が出ないような形で、まずはちょっと月1回というような形でやらせていただければということで設定したところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。幼稚園の園児数を減らさないようにするには、就労している人たちが使いやすいほうがいいのじゃないかな。その視点から考えて改善していくことが園児者増につながるのかなと思います。

○学務課長 こちらの定期登録を始める際には、まず我々としては考えたのが、やはり、今保護者が共働き世帯が増えていまして、長時間ニーズ、長時間保育へのニーズが高まっているということで、この週5日以上、または月20日以上就労する、こういったのを定期登録として設定することで、どれだけ保育園から区立幼稚園を選択してくれる方が増えるかというのを検証するために、今回こういったものを設定しているものでございます。

○神田委員 いろいろなサービスで利用者が増えていけばいいかなと思います。ありがとうございます。

○垣内委員 今のコメントと同じようなところなんですけど、結局これをやると、どのくらい申込率というか充足数が上がるという推測をされているんでしょうか。

これは、ある意味マーケット調査みたいなものですよ。全保護者を対象にアンケートをしてみて、問題点を抽出して、それが解決すると、この利用が増えるという考え方でこれをされていると思うんですけど、この方策で大体充足できそうな感じなんですかね、定員に達することはそれでも難しいですか。

○学務課長 今回このリフレッシュ要件を追加することで、申込率がどこまでという、ちょっとその目標値までは設定はしておりませんが、昨年度と今年度の状況でいうと、預かり保育を実施している園で、7人ほど、全体で入園も増えている状況ではございます。なので、またさらにこうしたリフレッシュの要件を追加することで、我々としては少しでも多くのお子さんが幼稚園のほうを選択していただければというふうに考えています。

あと、ちなみになんですけど、今のこの空き状況で言いますと、拡充しているところが、定員が今30名なんですけど、実際には今6.3人くらいが平均なので、まだまだ空はあるような状況で、そこをどんどん、たくさん埋めていきたいと考えてはいます。

○高森委員 保護者等のニーズに合わせてこのように環境を整えることは非常に大切で、それは教育委員会で当然やるべきことなんですけど、一方で、公立の幼稚園、こども園があり、私立園があり、保育園がありという中で、むしろ大切なのは、公立幼稚園の先生方が保育園と公立幼稚園の違いをしっかりと伝えられているかどうか、つまり、今保育園に在籍する保護者達が、公立幼稚園を求めてくることを期待されていると言っていましたけど、こういった意識を保護者が公立幼稚園に抱いているかということがとても大事だと思うんですよ。それが伝わってなければ、保育園で十分ですからね、わざわざこちらにこういったサービスがあっても利用しなくても済んでしまうのです。一方で、公立幼稚園に通わせたいという保護者達が何を求めているかということも園側もしっかりと把握して、それを発信していかなければいけないのだと思います。

台東区は私立も公立も、保育園も全て、幼児教育共通カリキュラムという一つのスタンダードがあって、そこにプラスアルファとして、公立幼稚園は何が特色ある教育なのか、他とどう違うのかという、その違いを見せていかないと、こうやって環境を整えても、なかなかかなびかないと思います。そのあたりの、ぜひ各幼稚園に伝えてください。いくら環境を整えたって、保護者の目線がどっちに向いているかによって、これがいい方向に向かうのかどうかということは大変大きく変わってきますので、そのあたりは各園の先生方に意識を持ってもらいたいというのは、私の希望としてはあります。

○学務課長 ありがとうございます。私も、各園を回る中で、各園長先生、またそれぞれの教員も、幼稚園の教育ということに、それぞれ誇りをもって、それぞれの園が、我々の園ではこんな独自の取組をして子供たちをきちんと見ています、育てていますというのは、それぞれの教員がしっかりプライドをもって取り組んでいます。

また、今回アンケートを取った中で、区立幼稚園を選択したい理由を聞かせてくださいという中で、幼稚園教育を子供に受けさせたいからというのも、やはり自宅が近いからという物理的条件に次いで高いパーセンテージを出しています。このアンケート結果についても、それぞれの幼稚園にはフィードバックをしていますので、しっかりそうした幼稚園教育、魅力があるものということで、それぞれ教員もその自負をもって、しっかり子供たちに接してもらおうよう、引き続き学務課からも働きかけていきたいと思っています。

○高森委員 このアンケートはすごくうれしいご意見ですけど、保護者に見れば、幼

稚園というのははじめて通わせる学校なんですよ。はじめて通わせる学校がどういった教育をしているかというのは、一般の人たちは全く知らないですよ。多分その方は、何人かお子様がいらっしゃって上のお子様が公立園を出ていらっしゃるとか、そういったことで幼児期の教育について非常に理解のある方がそのアンケートに答えてくださっていると思います。ほとんどの方々にとって幼稚園・こども園・保育園ははじめての学校ですので、保育園と幼稚園は何が違うのか、預かっていただく時間の違いしか分からないんですよ。

だからこそソフトの部分の発信は、これからも継続してやっていただかなければいけないかなど。まったく知らない人たちに対しての発信ですね、実際に通わせてみないと保護者は分からないですよ。難しいところですけどね。

○学務課長 1点だけすみません。今、発信ということで、今度、7月から区立幼稚園全体での公式インスタグラムのほうを始めさせていただきます。当然運営ルールはしっかりとった上で、各園の様々な行事ですとか、園生活の様子ですとか、そういったものをSNSを使って発信をしていきたいと考えております。

○高森委員 今のご説明で、その公式のインスタグラムというのは、各園ごとですか、それとも、公立園でひとまとめにするのですか。

○学務課長 運営は今詰めているところなんですけど、区立幼稚園全体で、まず一つのアカウントを取りまして、そこにそれぞれの10園が日々、今日は富士幼稚園、明日は金竜幼稚園みたいな形で運用していく予定です。

○神田委員 公立幼稚園の良さというのは、私も自分が体験していますので、ぜひとも発信してほしいなと思います。教育が充実し、18時まで預かってもらい、長期休業中も預かりがあれば幼稚園に預けたいと思う保護者も増えると思います。

さらに贅沢をいうと、この保育料が、長期休業中、無料になればよいですね。私は幼稚園教育はとても素晴らしいと思っていますし、私からも発信していきたいと思います。

○佐藤教育長 前区立幼稚園PTA会長さんのお言葉と、前公立幼稚園の園長のお言葉や思いをよく幼稚園長会にお話して、この内容を発信して、保護者等に理解できるように努めていただければなど、教育長からもお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり、了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の議題は、以上でございます。

全体を通して、その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時29分 閉会